

食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について (平成16年2月18日関係府省申合せ)

食品安全委員会(以下「委員会」という。)及びリスク管理機関(リスク管理を行う行政機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省をいう。以下同じ。)は、食品安全基本法(平成15年法律第48号)及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。)に定めるところによるほか、下記に定めるところにより、相互の連携・政策調整の強化に努めるものとする。

記

1 食品健康影響評価

(1) 食品健康影響評価を行う際の委員会とリスク管理機関との連携

食品健康影響評価を行う際の委員会とリスク管理機関との連携については、基本的事項第1の3(1)に定めるところによること。

複数のリスク管理機関がかかわる食品健康影響評価については、委員会の意見を聴く前に、リスク管理機関相互間において十分な意思疎通を図ること。

評価の要請内容については、要請する側が原則として直近の委員会会合において説明するとともに、専門調査会の座長が必要と認める場合には、専門調査会においても説明すること。また、対外的な説明についても、第一義的には要請する側が行うこととするが、その説明内容についても十分な意思疎通を図ること。

リスク管理機関は、食品健康影響評価が必要とされる登録の申請等を受け付けた場合には、遅滞なく、委員会の意見を聴くこと。この場合において、委員会は、食品健康影響評価を行うために必要な科学的調査及び検討等に要する期間、国民からの意見・情報の募集に要する期間、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づき定められた標準処理期間等を考慮し、適切に食品健康影響評価を行い、その意見を通知すること。

(2) 食品健康影響評価の結果に基づきリスク管理措置を講ずる際のリスク管理機関と委員会との連携

食品安全基本法第23条第2項に基づき委員会が関係各大臣に対して食品健康影響評価の結果を通知した場合には、リスク管理機関は、当該結果に基づき行われた審議会等（分科会及び部会等を含む。）の審議結果及びそれに基づき講じた施策について、委員会に關係資料を速やかに提出すること。

2 関係者相互間の情報及び意見の交換

(1) 委員会は、基本的事項第3の3に基づき、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）についてリスク管理機関が行う事務の調整を担うこと。

(2) 委員会は、委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、5(2)のリスクコミュニケーション担当者会議の場等において、その整合性等を保つ観点から必要な調整を行うこと。

(3) 委員会及びリスク管理機関が行う意見交換会においては、リスクコミュニケーションの効果的な実施を図る観点から、原則として、委員会及びリスク管理機関双方の担当者が出席すること。

3 食品の安全性の確保に関する情報の共有

(1) 委員会は、基本的事項第7の3(1)に基づき、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図ること。

(2) 委員会は、平成16年度から、「食品安全総合情報システム」によるデータベースの整備を進め、リスク管理機関の情報システムと相互に情報を共有できる体制を構築すること。

(3) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれの情報システムの活用等を通じた情報の共有の具体化に向け、相互に協力すること。

(4) リスク管理機関は、委員会との情報の共有を図るため、食品の安全性の確保に関し重要な発表を行った場合には、委員会委員長まで速やかに報告することとし、委員会から要請された場合には、委員への説明又は

委員会会合における報告を行うこと。

4 緊急の事態への対処

- (1) 基本的事項第4の3の緊急対策本部の設置については、基本的事項第4の4の緊急時対応マニュアルにおいて定めること。
- (2) 基本的事項第4の3の緊急対策本部が設置される場合には、委員会事務局がリスク管理機関の協力の下に、その事務局を担うこと。
- (3) 基本的事項第4の4の緊急時対応マニュアルは、委員会がその原案を作成した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定すること。

5 会議の開催

基本的事項第5の1(4)の関係府省連絡会議として、次に掲げる会議を開催すること。

(1) 食品安全行政に関する関係府省連絡会議

食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局長(議長)
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係府省の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。

議長は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

連絡会議の庶務は、内閣府食品安全委員会事務局において処理する。

前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。

(2) リスクコミュニケーション担当者会議

委員会及びリスク管理機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、「リスクコミュニケーション担当者会議」(以下この項において「担当者会議」という。)を設置する。

担当者会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官
厚生労働省大臣官房参事官
農林水産省消費・安全局消費者情報官
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

担当者会議は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(3) 食品リスク情報関係府省担当者会議

食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策、緊急時における委員会及びリスク管理機関の円滑な対応について検討するため、「食品リスク情報関係府省担当者会議」(以下この項において「担当者会議」という。)を設置する。

担当者会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課課長補佐
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐
農林水産省消費・安全局総務課課長補佐
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐
環境省水・大気環境局水環境課課長補佐

担当者会議は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。